認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパン 定款

2001 年3 月11 日 起草
2026 年9 月19 日改訂版
於 第二回臨時総会国内総会

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人アイセック・ジャパンという。ただし、英文表記は AIESEC in Japan とする。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区新小川町4番16号飯田橋プラレールビル 3F に置く。

（目的）

第3条 この法人は、次世代を担う若者に対して、異文化や実社会と接する機会の提供を重視した事業を行うことにより、国際性および社会性を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。また、その人材が主体性を持って将来的に国際社会に貢献する事で、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 国際協力の活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

(1) 海外研修生受け入れ事業
(2) 海外研修生送り出し事業
(3) 海外研修生リモート受け入れ事業
(4) 会員団体の設立、運営を支援する事業
(5) 第 3 条の目的を達成するための教育、啓蒙に必要なセミナー事業
(6) その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、賛助金を納める団体

（入会）

第7条 正会員は、次に掲げる条件を全て備えなければならない。

(1) 会員が大学および大学院に在籍する学生によって主に構成されている団体

(2) 会員の入会に関して不当な制約を設けていない団体

(3) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としない団体

(4) 総会、独立した会計、定款を有するなど、組織としての実態が認められる団体

2 この法人への入会を希望する団体は、この法人が総会において別に定める規程に従って 入会手続きを行い、総会の承認によって入会する。

3 会長は、総会によって当該団体の入会が否決された場合は、総会が提出する理由を付し た書面をもって、速やかに当該団体にその旨を通知しなければならない。

(義務)

第8条 正会員は、以下の義務を果たさなければならない。

(1) 第 5 条第 1 号および第 2 号に定める事業の遂行において、この法人が委託する事務ないし業務を、確実に運営すること

(2) 総会において別に定める会計処理に関する規程を遵守し、適切な財産管理を行うこと

(3) 年会費、およびこの法人が会員団体の活動を支援する目的で支出する費用に関する分担金を、毎年度負担すること（ただし、入会初年度の正会員に限り、年会費のみの負担とする。）

(4) 総会への出席等、この法人の運営に積極的に関与すること

(5) 総会において別に定める規程に従って、運営に必要な団体規約および機関を備えること

(6) 定款第 5 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に定める事業の遂行において海外に渡航する際 の安全性を確保する体制を構築すること

2 前項第 3 号に定める年会費の額は 10 万円とする。

3 前項の年会費は、毎年度 2 回、3 月末日および 9 月末日までに、それぞれ 5 万円ずつ納 入するものとする。

4 第 1 項第 3 号に定める分担金の額は、毎年度の総会において、総会に出席した正会員の 3 分の2 以上の承諾をもって決定する。

5 前項の分担金は、総会において別に定める規程に従って納入するものとする。

(正会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する

(1) 第 10 条の規定に従って退会届を提出したとき。

(2) 第 11 条の規定に従って除名されたとき。

(3) 当該団体が破産もしくは解散したとき。

(退会)

第10条 正会員は、総会において別に定める規程に従って退会手続を行い、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款のほか、総会において別に定める規程に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）
第12条 既に納入した年会費、分担金は、返還しない。

第3章 役員

（種別および定数）
第13条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 4 名以上
(2) 監事 1 名以上
2 理事のうち 1 名を会長、1 名ないし 2 名を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とす る。
3 理事は、大学及び大学院の名誉教授、教授、准教授及び正会員所属の学生で構成するも のとする。
4 専務理事及び常務理事は、正会員所属の学生で構成するものとする。ただし任期中に所属する大学または大学院を卒業または退学した場合、または、委員会の会員資格を喪失 した場合、任期を継続することができる。
5 第 1 項に規定する役員のほか、必要に応じて名誉会長および名誉理事を置く事ができる。

（選任等）
第14条 理事および監事は、総会において選任する。
2 会長、副会長は、理事の互選とする。
3 事務局長にあたる専務理事及び事務局次長にあたる常務理事は、理事会において選任する。
4 理事は、会長、副会長、専務理事および常務理事の中で、2 つ以上の役職に就任することは出来ない。
5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
6 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 理事は理事会を構成し、この定款の定めに基づいてこの法人の業務執行について議決する。
4 専務理事および常務理事は事務局を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
5 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること
(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
(5) 事務局の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

（任期等）
第16条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任はこれを妨げない。
2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな ければならない。

（欠員補充）
第17条 理事または監事のうち、第 13 条第 1 項が定める 3 分の 1 の役員数を欠くときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を 与えなければならない。

（辞任）
第19条 役員は、心身の不調およびやむ負えない事情により職務の遂行が困難となった場合に限り、総会への届出を以って任意に辞任する事ができる。

（報酬等）
第20条 役員は、その職務に対する報酬を受けることができない。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 顧問および諮問委員

第1節 顧問

（職務）
第21条 顧問は、顧問会議を組織し、この法人の活動に対し意見を述べる。

（選任）
第22条 顧問は、この法人の目的に賛同する個人の中から、理事会の承認をもって、会長がこれを委嘱する。
（権能）

第23条 顧問は、総会および理事会に出席し、発言することができる。

第2節 諮問委員

（職務）

第24条 諮問委員は、諮問委員会を組織し、会長の諮問に応じ、これに意見を述べる。

（選任）

第25条 諮問委員は、この法人の目的に賛同する個人の中から、理事会の承認をもって、会長が委嘱する。

（権能）

第26条 諮問委員は、総会および理事会に出席し、発言することができる。

（任期等）

第27条 諮問委員の任期は 1 年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

2 諮問委員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の議決により、これを解任する 事ができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他諮問委員としてふさわしくない行為があったとき

3 前項の規定により諮問委員を解任しようとする場合は、議決の前に当該諮問委員に弁明 の機会を与えなければならない。

（辞任）

第28条 諮問委員は、心身の不調およびやむを得ない事情により職務の遂行が困難となった場合に限り、理事会への届け出を以って任意に辞任する事ができる。

第5章 会議

第1節 総則

（種別）

第29条 この法人の会議は、総会、理事会、顧問会議および諮問委員会の4 種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

第2節 総会

（総会の構成）

第30条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第31条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款および規程の変更

(2) 解散および合併

(3) 事業計画および予算ならびにその変更

(4) 事業報告および決算

(5) 役員の選任または解任および職務

(6) 年会費および分担金の額

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 94 条におい

て同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄

(8) 事務局の組織および運営

(9) 会員団体の入会、除名に関する事項

(10)その他運営に関する重要事項

2 総会は、議決により理事会、常務会、顧問会議、諮問委員会の議事録の開示、議決の変更を求めることができる。

（総会の開催）

第32条 通常総会は、原則として毎年 4 回、3 月、6 月、10 月、12 月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(3) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(4) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第33条 総会は、前条第 2 項第 4 号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定による請求があったときは、その日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面また は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第34条 総会の議長は、総会が別に定める規程に従って選任する。

（総会の定足数）

第35条 総会は、正会員数の 3 分の 2 以上の出席、かつ、正会員数の 2 分の 1 以上が開会場所にいなければ開会することができない。ただし、正会員の 3 分の 2 以上の出席がないときのみ、電磁的方法による表決を行った正会員を出席者とみなす。

（総会の議決）

第36条 総会における議決事項は、原則として第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。

2 前項において、あらかじめ通知した以外の事項を審議ないし議決する場合は、この総会 が別に定める規程および会議細則によるものとし、閉会後すみやかに当該議決の結果を出席しなかった正会員に通知しなければならない。

3 総会の議事は、この定款に別に規定する事項の他は、出席した正会員の過半数をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長、理事、事務局長、または正会員が総会の目的である事項について提案した場合に おいて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第37条 正会員は、各々1 票ずつ表決権が付与され、かつ、発言権が認められる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、機密性と通信の安定性及び双方向性を確保でき、映像通信媒体による発言権が認められる。

3 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につ いて電磁的方法をもって表決することができる。

4 第 2 項の発言権と第 3 項の表決方法は 3 分の 2 以上の正会員が対面で出席できない場合にのみ認められる。

5 第 2 項 3 項の規定により、映像通信媒体を通じて相互性が確認され、かつ、電磁的方法を用いて表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

6 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わること できない。

（総会の議事録）

第38条 総会の議事については、事務局が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（特定の議案について一部正会員の表決権が排除された場 合は、その数を付記すること。電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合に あっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

2 議事録には、議長が指名する議事録署名人 2 名が記名押印または署名しなければならな い。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第3節 理事会

（理事会の構成）

第39条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて常務会を設置することができる。

3 常務会を設置するにあたり、理事会は次の事項を決議しなければならない。

(1) 審議内容

(2) 設置期間

(3) 構成員

4 前項に基づき常務会が設置されたにもかかわらず常務会を招集することが不可能な場合に限り、前項第 3 号で定められた全構成員に審議事項を記した書面を配布し、審議を口頭で受けることによりこれに変えることができる。

（理事会の権能）

第40条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 常務会で審議された事項

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第41条 理事会は、次に掲げる場合に開催する

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第42条 理事会は会長が招集する

2 会長は、前条第 2 号の場合にはその日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも 1 週間前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第43条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（理事会の定足数）

第44条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席が無ければ、開会することができない。

（理事会の議決）

第45条 理事会における議決事項は、第 42 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第46条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、委任状をもって議決を一任する事ができる。

3 前項の規定により委任状を提出した理事は、第 44 条および第 47 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第47条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（委任状提出者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

2 議事録には、議長が指名する議事録署名人 2 名が記名押印または署名しなければならない。

（常務会の構成）

第48条 常務会は以下の者をもって構成する。

(1) 専務理事または常務理事

(2) 理事
(3) その他会長が必要と認めるもの

（常務会の権能）
第49条 常務会は理事会にて委託された事項を審議する。
2 常務会で審議された事項は、理事会で報告しなければならない。

（常務会の招集）
第50条 常務会は会長が招集する。
2 常務会を招集するときは、会議の日時、場所、第 39 条第 3 項第 1 号で定められた目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。
3 会長は、第 48 条で定められた構成員の他、必要に応じて追加で招集を行うことができ る。

（常務会の議長）
第51条 常務会の議長は、会長が第 48 条第 1 号または第 2 号の者を指名する。

（常務会の定足数）
第52条 常務会は、構成員総数の 2 分の 1 以上の出席が無ければ、開会することができない。

（常務会の審議）
第53条 常務会における審議事項は、第 50 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

（常務会の発言権等）
第54条 常務会では、第 48 条で定められた構成員のみ発言をすることができる。
2 やむを得ない理由のため常務会に出席できない構成員は、委任状をもって常務会に出席 したものとみなす。
3 第 50 条第3 項で定められた招集が行われた場合、その者は、構成員の求めに応じて発言をすることができる。

（常務会の議事録）
第55条 常務会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時および場所
(2) 構成員総数、出席者数および出席者氏名
(3) 審議事項
2 議事録には、議長が指名する議事録署名人2 名が記名押印または署名しなければならな い。
3 第 39 条第 4 項に定められた形式で行う場合、全ての構成員と審議した事項を記載した議 事録を作成しなければならない。
4 前項に定められた議事録を作成する場合、第 2 項の規定は適用されない。

第4節 顧問会議

（目的）
第56条 顧問会議は、この法人の発展のために、理事会に助言と援助を与えることを目的として開かれる。

（構成）
第57条 顧問会議は、顧問をもって構成する。

（開催）
第58条 顧問会議は、会長の要請により開くものとする。

第5節 諮問委員会

（目的）
第59条 諮問委員会は、この法人の発展のために、理事会に助言と援助を与えることを目的として開かれる。

（構成）
第60条 諮問委員会は、諮問委員をもって構成する。

（開催）
第61条 諮問委員会は、会長の要請により開くものとする。

第6節 特別委員会

（目的）
第62条 特別委員会は、この法人の発展のために、理事会に助言と援助を与えることを目的として開かれる。
2 この法人は以下の特別委員会を設けなければならない。
(1) 海外安全管理委員会
(2) その他会長により要請された特別委員会

（構成）
第63条 特別委員会は以下の者が委員としての資格を持つ。
(1) 諮問委員
(2) 理事
(3) その他会長または特別委員会が必要と認めるもの
2 特別委員会が設置されたにもかかわらず特別委員会を招集することが不可能な場合に限り、前項で定められた全特別委員会委員に審議事項を記した書面を配布し、審議を口頭にて受けることによりこれに変えることができる。

（選任等）
第64条 特別委員会委員は、理事会において選任する。

（任期等）
第65条 特別委員会委員の任期は 1 年とする。ただし、再任はこれを妨げない。
2 補欠のため、または増員により就任した特別委員会委員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3 特別委員会委員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を

行わなければならない。

（解任）

第66条 特別委員会委員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他特別委員会委員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により特別委員会委員を解任しようとする場合は、議決の前に当該委員に弁 明の機会を与えなければならない。

（辞任）

第67条 特別委員会委員は、心身の不調およびやむ負えない事情により職務の遂行が困難となった場合に限り、理事会への届出を以って任意に辞任する事ができる。

（報酬等）

第68条 特別委員会委員は、その職務に対する報酬を受けることができない。

2 特別委員会委員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（開催）

第69条 特別委員会は、会長の要請により開くものとする。

2 特別委員会は、前項の他、独自に開催することができる。

3 第 62 条第 2 項第 1 号に定められた特別委員会は、原則として春期と秋期の年 2 回以 上開かれなければならない。

（権能）

第70条 特別委員会は会長から要請された事項を審議し、提言を決議することができる。 2 特別委員会で取りまとめられた事項は、総会および理事会で報告しなければならない。

（招集）

第71条 特別委員会は会長が招集する。

2 特別委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも 1 週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第72条 特別委員会の議長は、会長が第 64 条において選任された者の中から、これを指名する。

2 前項の規定は、会長が特別委員会の議長を兼ねることを妨げない。

（定足数）

第73条 特別委員会は、特別委員会委員総数の 2 分の 1 以上の出席が無ければ、開会することができない。

（議決）

第74条 特別委員会における議決事項は、第 71 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 特別委員会の議事は、出席した特別委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第75条 特別委員会委員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため特別委員会に出席できない特別委員会委員は、委任状をもって 議決を一任することができる。

3 前項の規定により委任状を提出した特別委員会委員は、第 73 条、第 74 条、第 2 項、第 76 条　第 1 項第 2 号の適用については、特別委員会に出席したものとみなす。

4 特別委員会の議決について、特別の利害関係を有する特別委員会委員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第76条 特別委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 特別委員会委員総数、出席者数および出席者氏名（委任状提出者にあってはその旨 を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

2 議事録には、議長が指名する議事録署名人 2 名が記名押印または署名しなければならな い。

3 第 63 条第 2 項に定められた形式で行う場合、全ての分科会構成員と審議した事項を記載した議事録を作成しなければならない。

4 前項に定められた議事録を作成する場合、第 2 項の規定は適用されない。

第6章 事務局

（事務局）

第77条 この法人は、この法人の業務執行を円滑にするため、事務局を設置する。

（事務局の構成）

第78条 事務局は、以下の委員をもって構成する。

(1) 事務局長 1 名

(2) 事務局次長 1 名以上

(3) 財務担当 2 名以上

(4) 海外研修生受け入れ事業担当 1 名以上

(5) 海外研修生送り出し事業担当 1 名以上

(6) その他、事務局長が必要と認める者 若干名

2 前項第 2 号の事務局次長は、前項第 3 号から第 5 号が定める役職と兼任できる。

3 事務局構成委員（専務理事及び常務理事を除く。）は、正会員に所属する学生会員しか就任することが出来ない。

（事務局の業務）

第79条 事務局は、第 5 条の事業を遂行するために以下の業務を執行する。

(1) 会員との連絡・協調を図ること

(2) 会員相互の調整、及び協調を図ること

(3) この法人の趣旨を広く各界に理解せしめること

(4) 資金の適正な運用を図ること

(5) 会員の活動のための援助を与えること
(6) その他

（事務局長の職務）
第80条 事務局長は、事務局を代表する。

（選任）
第81条 事務局長は、専務理事を充てるものとする。
2 事務局次長のうち一名は、常務理事を充てるものとする。
3 前項の委員を除く委員は、事務局長がこれを任命する。

（任期）
第82条 事務局構成委員の任期は、4月 1日から翌年 3月 31日までとする。但し、再任はこれを 妨げない。

（辞職）
第83条 事務局長は、専務理事としての地位の辞任・解任に伴い、直ちに辞職しなければならない。
2 事務局次長は、前項の定めに従って事務局長が辞職した際は、新事務局長が選任されるまで、その職務を代行する。

第7章 資産

（構成）
第84条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 年会費および分担金
(3) 寄付金品・賛助金
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) 各種補助金
(7) その他の収益

（区分）
第85条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1種とする。

（管理）
第86条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 会計

（会計の原則）
第87条 この法人の会計は、法第 27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）
第88条 この法人の会計区分は、「特定非営利活動に係る一般会計」とする。

2 前項の規定に関わらず、運営上の必要性が認められる時は、一定期間に限って「特定非営利活動に係る特別会計」を設けることができる。

（事業年度）

第89条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり、翌年 10 月 31 日に終る。

（事業計画および予算）

第90条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度毎に会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第91条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益とみなす。

（予算の追加および更正）

第92条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告および決算）

第93条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第94条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散および合併

（定款の変更）

第95条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を 得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除 く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第96条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 合併

(4) 正会員の欠乏

(5) 破産手続き開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾 を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第97条 この法人が解散したときは、理事が清算人になる。ただし、合併の場合の解散を除く。

（残余財産の帰属先）

第98条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものと する。

（合併）

第99条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第100条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2 第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 官報に掲載して行う。

第11章 雑則

（細則）

第101条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

【会長】 鵜野 公郎
【副会長】 椿 弘次
【理事】 伊藤 友章
岸田 民樹
上領 英之
鴨池 治
吉田 和男
小川 雄平
【専務理事】 堅田 航平
【常務理事】 田中 雅巳

【監事】　　辻 正雄 [redacted]

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立 の日から平成 14 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 63 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日か ら平成 14 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 64 条の規定にかかわらず、設立総 会の定めるところによる。

以上の附則は平成 14 年 3 月 31 日に失効するものとする。

6 第89条にかかわらず、事業年度変更の経過措置として、2026年4月1日から始まる事業年度は、2026年4月1日から2026年10月31日までの7か月間とする。

(2)本附則は、経過措置となる事業年度の終了をもって消滅する。